

愛媛県消費生活相談窓口イメージキャラクター  
こまどりのPiPi(ピピ)

## 平成31年度 消費生活講座

## ～県と愛媛大学との連携講座～

愛媛県イメージアップキャラクター  
みぎやん

消費生活を取り巻く社会経済環境が大きく変化中、商品・役務・金融などの消費をめぐる社会問題が山積しており、消費者トラブルは、複雑・多様化しています。

そこで県では、自ら情報を集め、選択し、行動できる「自立した消費者」を育成するため、消費生活に必要な法律、経済等の知識を専門的・体系的に習得する講座を平成31年度も開設します。

この講座は、愛媛大学と連携し、**法文学部の前期授業に一般県民が聴講生として参加し、大学生と共に受講いただく講座で、それぞれ専門分野の講師が講義するものです。**この機会に消費者力の向上を図ってみませんか？

## 平成31年度講義テーマ(現在準備中)

科目ガイダンス・導入講義	消費生活相談の実態、クーリングオフ
消費者取引の法律(消費者契約法)	特殊詐欺の実態と対策
終活と消費者(お墓の法律問題と終活)	金融リテラシーとライフデザイン
企業と消費者取引(商事法)	ICT分野における消費者行政
適格消費者団体の活動	裁判所を利用した紛争解決
消費生活と競争政策(独占禁止法)	災害復興と消費者
社会保障と消費者	消費者行政新未来創造オフィスの取組み
消費者教育	注: 講義内容については、変更する場合があります。

**日 程** 平成31年4月10日～平成31年7月24日までの毎週水曜日(5/1を除く)、全15回  
**時 間** 12:40～14:10(第3時限目)  
**場 所** 松山市文京町3番 愛媛大学 総合教育棟1の4階 大講義室  
**参加対象** 消費者問題に関心のある方で、おおむね10回以上受講可能な方(定員:50名程度)  
**受講料** 無料  
**申込方法** 愛媛県のホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上 FAX または 電話、E-mail にて住所、氏名、年齢、性別、電話番号を下記までお知らせください。

**申込先** 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課消費者行政グループ  
 TEL:089-912-2336 FAX:089-912-2299  
 E-mail:kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp

## 消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

## 愛媛県消費生活センター 相談専用電話

相談時間 月・火・木・金 9:00～17:00  
 水 9:00～19:00(祝日・年末年始を除く)

☎ 089-925-3700

## 消費者ホットライン

(お近くの相談窓口につながります)

い や や!

☎ 188



発行: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課  
 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
 TEL:089-912-2336

愛媛県消費生活センター  
 〒791-8014 松山市山越町450番地  
 TEL:089-926-2603

愛媛県 No.184 平成31年3月号

～おもしろ消費で、誰一人取り残されない社会へ～  
**「おもしろ消費ランド2019」を開催しました**

その商品が誰の手によって、どこで、どのように作られたか、考えたことがありますか? 「おもしろ消費」とは、地域や人、環境のことを考慮して作られたものを購入しようという考えのことです。そんな私たちの日々の消費が、巡り巡って世界中に影響を与える力を持ちます。

**2019.2.23 開催 in エミフルMASAKI 約3,000人のみなさんに参加いただきました!**  
**《オープニングセレモニー》**



ゴスペル「ALL LOVE CHOIR」による迫力あるオープニング

聖カトリナ大学生による**《おもしろ消費クイズ》**  
 私たちができること「消費者としてできること」



おもしろ消費についてのパネルを見てクイズに答えるとクッキーやPiPiグッズをプレゼント!



## 《ライブ》



VOICE



Yurica.



## 《ミュージカル》「ミンナ愛顔」

坊っちゃん劇場アウトリーチ事業部  
 ほんの少しのおもしろがミンナを愛顔に♪



**2019.3.4 開催 in 松山三越**  
**約500人のみなさんに参加いただきました!**



「おもしろ消費」で被災地を応援しよう!

## 消費に3つのおもしろ

## 【人へのおもしろ】

・障がい者支援商品を購入する  
 ・フェアトレード商品を購入する

## 【地域へのおもしろ】

・被災地支援商品を購入する  
 ・地産地消を心がける

## 【環境へのおもしろ】

・食品ロス削減に配慮する  
 ・環境に配慮した商品を購入する



## おもいやり消費ランド2019

## 気を付けよう「消費者トラブル対策講座」(概要)

愛媛県消費生活センター  
所長 堀内 和志

## ①注意したいセールストーク「無料お試し」、「初回500円」

エステや健康食品・サプリメントに多いセールストークです。無料お試しだけや初回の500円だけでやめようとしたら、業者から、「最低でも1か月コース(5万円)が条件になっている。」や、「5回の定期購入が条件になっている、全部で2万円だ。」と言われ、さらに「広告にもちゃんと書いてある。」と言われてしまった。このようなパターンが多いです。無料などうまい話は、何かあると思って、広告をよく読みましょう。



## ●「効果がない場合は返金」

これも、健康食品・サプリなどに多いセールストークです。効果がないので、やめて返金を受けようとしたら、業者から、「効果のなかったことを具体的、客観的に証明してください。」と言われる場合があります。効果がなかったという証明は消費者側がしなければなりません。それも数字などで客観的(使用前後のシルエットが分かる写真、服用記録、スリーサイズや体重の記録などの提出を求められる)に示さなければなりませんので、簡単ではありません。

## ②「通信販売のトラブル」

自宅に居ながら買い物できる通信販売は、とても便利ですが、広告だけで商品を購入することになり、実際に商品を見ていないため「色合いや肌触りなど思っていたものと違っていた」などといったトラブルが発生することがあります。通信販売にはクーリング・オフがありませんので、通信販売で買った商品を返品する場合は、業者が作った返品特約によります。この返品特約は業者が自由に作ることができます。ですから「返品お断り」という特約もありますので、広告表示をよく見て注文してください。実際には「自己都合」での返品は受け付けてくれないことが多いです。



## ●「通信販売の支払方法に注意」「銀行口座への前払みの場合は危険」

通信販売で商品を購入しようとする際に、代金支払い方法が、代引きも、クレジットカード払いも使えず、銀行口座に前払いする方法しかないという場合です。この場合は、怪しいと思ってください。また、銀行口座が個人名義の場合は、いっそう怪しいです。代金を振り込んでも商品が届かず、連絡を取ろうにも表示されている電話番号が既に使われていなかったということがよくあります。



## ③「架空請求」

次のような相談が寄せられています。

「国の機関のようなところから、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届き、契約不履行で、訴状が提出され、「取り下げ最終期日」までに連絡がない場合は給与や不動産の差押えをすると書かれてあった。思い当たることはなかったが、期日までに日数がなかったので、差押えをされては大変だと思い、はがきに記載されている電話番号に電話したところ、「登録料に未納がある。訴訟を取り下げる手続きをするので10万円支払うように。」と言われ、あわてて指示されるままにコンビニで電子マネーを購入し、番号を教えた。」

こういったはがきは、詐欺です。うその通知です。裁判を開始するという通知がはがき一枚で郵便受けに届くなんていうことは絶対ありません。通常は裁判所から「特別送達」と記載された封書郵便で直接手渡されることが原則です。ですからこうしたはがきが届いたらはがきに書いてある電話番号に絶対電話してはいけません。私ども消費生活センターや警察に相談してください。

## ●「電子マネーで払え」

アマゾンギフト券、Google Play ギフトカード、Apple Store & iTunes ギフトカードなどのカード型の電子マネーがあります。コンビニなどで良く売られています。このカードは、カード自体に価値があるわけではなく、このカードに記載されたカード番号に価値があります。インターネットを通じて使うので、サーバ型電子マネーと言われていています。つまり、このカード番号を知られてしまうと、このカードは価値がなくなります。悪質業者は、このカード番号を写真にとって送れなどと言って、お金をだまし取ります。今、悪質業者がお金をだまし取る方法として多く使っている手口が、この電子マネーです。理由は足が付きにくいから。ですから、電子マネーで払えという手口自体が怪しいと思ってください。一度払うとお金を取り返すことは困難です。

## ●「ワンクリック請求」

アダルトサイトなどの無料動画を見ようとして、年齢確認画面で「はい」をクリックすると、いきなり「会員登録されました。」「10万円お支払ください。」などと画面表示され料金を請求される手口です。これはインターネットを悪用した不当な料金請求の一種です。先ほどの架空請求の手口と同様、業者に連絡しない、支払わないことが一番です。

また請求画面がいつまでも消えずに表示されるといった相談もあります。請求画面を消す方法は必ずあります。詳しい対処方法等が専門の機関のホームページにも掲載されています。ネットで検索した「トラブル解決」をうたう業者に連絡したら高額な費用を請求されたうえに解決できないといった事例もあります。

## 《トークセッション》おもいやり消費ランド2019

## 「被災地支援と地産地消」



## 「被災地の現状とこれからの歩み」

